

岐阜県北アルプス地区における 山岳遭難の防止に関する条例

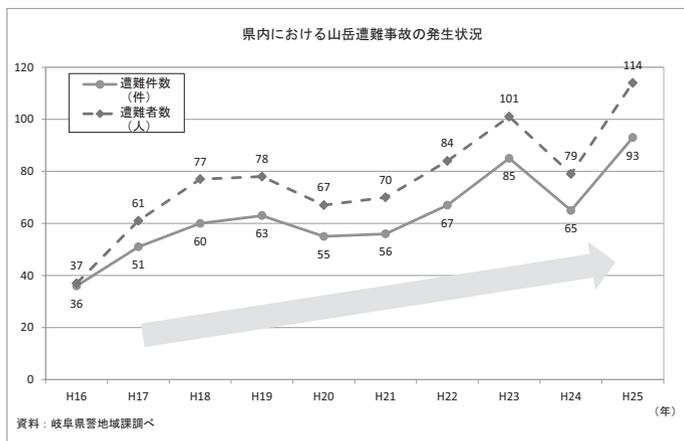
岐阜県防災課主査 中野 嘉章

1 はじめに

岐阜県は日本のほぼ中央に位置しており、県内は大きく南北に2つの地域に区分されます。県庁所在地がある南部の美濃地域は、広大な濃尾平野に木曾三川（木曾川、長良川、揖斐川）が流れ、特に長良川中流域は「日本の名水百選」に選ばれるほど美しい清流です。一方、北部の飛騨地域は、奥穂高岳や乗鞍岳など、標高3000メートルを超える山々が連なっており、毎年多くの登山客でにぎわっています。

2 条例制定に至った背景と経緯

「山ガール」や「山ボーイ」の言葉が誕生



するなど、近年、老若男女を問わず登山人気が高まってきましたが、それに伴い、山岳遭難事故も増加傾向で推移しています。本県では、山岳遭難防止のため、岐阜県警や地元山岳遭難対策協議会、近隣県など、関係機関と連携し、登山者に対して安全登山の呼びかけを行うとともに、登山ガイドブックや過去の遭難箇所を明示した登山マップを作成・配布するなど啓発活動を推進してきましたが、平成25年の遭難件数は93件、遭難者数は114人と過去最高に達し、10年前と比較すると、ともに2倍を超えるという大変憂慮すべき状況になりました。

こうした中、本県の県議会でも会派を問わず、更なる山岳遭難防止対策の必要性が指摘

岐阜県では、登山者による事前準備の徹底及び山岳遭難の防止を図ることを目的とし「北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例」を制定した（条例第47号として平成26年7月15日公布、同年12月1日施行予定）。条例により、北アルプス地区（岐阜県側）の山岳に登山しようとする者は、登山の届出が義務付けられることとなる。

され、その一環として、登山届の義務化や入山料の導入について提案をいただきました。

これを受け、山岳遭難防止に資する規制の在り方について、過度に規制コストをかけることなく、しっかりとした、かつ公平な規制の可能性を検討するため、平成26年1月に「岐阜県山岳遭難防止対策研究会」を設立し、山岳団体や救助関係者、山小屋経営者、学識経験者などと議論を重ねました。

同研究会では、「登山の自由への最大限の配慮が必要」との意見をいただく一方、「県内の遭難事故の約6割を占める北アルプスでは、技術不足や準備不足の登山者による無謀な登山が多発している」、「安全な登山のためには、事前の入念な計画が8割を占めると言われるほど、重要な要素」、「北アルプスの遭難者の約6割しか登山届を提出しておらず、義務付けの根拠となる県条例を制定すべき」などの意見をいただきました。

同研究会での議論を通して、登山届はその作成を通して山岳の情報を十分に把握し、行程や必要となる食糧、装備品の準備が可能となることを再認識し、北アルプスの中でも山岳遭難事故が多い蒲田川筋地区を対象に、登山届を義務化する条例を制定するよう、作業を開始することとなりました。

一方、入山料の導入については、登山口が

多く、膨大な徴収コストを要することや、隣県から入山する方への対応など課題が多く、導入は困難と判断し、見送りました。

条例の制定に当たっては、地元関係者や近隣県、国の関係機関の方々のご理解をいただくことはもちろんのこと、山岳遭難事故がこれ以上増加しないため、スピード感を意識しながら作業を進めました。この間、多くの方のご支援、ご指導をいただきながら、平成26年5月から6月にかけてパブリックコメントを実施し、平成26年岐阜県議会第3回定例会に条例案を上程。審議の結果、平成26年7月に全会一致で可決成立し、現在、平成26年12月1日の施行に向け準備を進めているところです。

3 条例の概要

本県の条例は8条で構成されています。

第1条は「目的」。山岳遭難事故の増加は、登山者の家族及び関係者に深い悲しみを与えるのみならず、捜索救助活動に従事する者にとっても多大な労力を要します。そのため、登山者による事前準備の徹底と山岳遭難の防止を図ることを定めています。

第2条は「定義」。第1項では、条例の対象地域（以下、「北アルプス地区」）を定めています。

第2項では、条例の対象となる登山者の要

件を定めています。北アルプス地区への登山者のうち、捜索救助を行う者や山小屋従事者などは対象から外しました。

第3項では、登山活動団体の定義を定めています。

第3条は「県の責務」。第1項では、北アルプス地区の山岳に関し注意すべき情報について、登山者への提供に努めることを定めています。

第2項では、登山届を提出することが、山岳遭難防止につながることに付いて、登山者への周知に努めることを定めています。

第4条は「登山者の責務」。第1項では、山岳の特性や自らの技能及び健康状態を勘案し、綿密な登山計画を作成するとともに、登山時は計画に基づいた装備品を携帯すること



を定めています。

第2項では、登山中、気象状況や体調などの変化を把握し、それに応じて安全な行動に努めることを定めています。

第3項では、登山に関する情報の内容を十分に理解した上で登山することを定めています。

第5条は「登山の届出」。第1項では県に届け出る必要がある項目として、

- 一 登山者の住所、氏名、性別及び年齢
- 二 登山の期間及び行程

- 三 装備品、飲料水及び食糧の内容

- 四 緊急時における連絡先

- 五 無線等の通信手段の状況

- 六 山岳への登山を目的に結成された団体等

- 七 山岳遭難者の捜索救助費用に充てるための保険への加入の有無及び当該保険の

名称

の7項目を定めています。いずれも、入念な登山計画を作成するためには必要な項目と考えています。

また、北アルプス地区は、富山県・長野県両県から登山することが可能であることから、登山者の利便性の観点から、届出が必要なもの7項目について、富山県若しくは長野県の行政機関又は規則で別途定める登山活動団体に届け出た場合、本県への届出とみなすことを併せて定めています。

第2項では、これまでと同様に、複数の登山者が同じ行程で登山する場合は、登山届をまとめて提出することができることを定めています。

第6条は「事務の委託」。登山届の受理、内容確認は、これまで地元の「岐阜県北アルプス山岳遭難対策協議会(以下「北ア遭対協」)が自主的に実施し、山岳遭難事故発生時の捜索救助などに活用していました。

条例の施行により、登山届は県の公文書となりますが、それに伴い、山岳遭難事故発生時の捜索救助に支障を及ぼしてはいけません。また、条例を運用するためには、登山口での登山届の受付や回収業務などが必要となることから、事務の効率化の観点からも登山届に係る事務の一部を知事が指定する者に委託できることを定めています。

第7条は「過料」。登山届を提出せず、又は虚偽の届出をして北アルプス地区に登山した者は5万円以下の過料に処することを定めています。

ただし、冬山シーズンが終わる4月16日から11月30日までの間は、過料の適用区域を北アルプス地区の中でも特に危険な「西穂高岳から奥穂高岳の区域」、「滝谷区域」、「穴毛谷区域」の3区域に限定しました。これは、登山時期により過料の適用区域を変更すること、より危険な場所があることを明確に示し、登山者に注意を促すためです。

なお、登山届の提出を義務付ける条例は富山県(昭和41年)、群馬県(昭和42年)に次いで全国3例目となりますが、両県の条例では罰則を、罰金又は科料(刑罰)と規定しているのに対し、本県は過料(行政罰)にとどめています。本県の条例は両県に比べ広範なエリアを対象とし、登山者数も多く、登山届の管理の難易度が高くなること、更に、昨今「登山の自由」に対する配慮が強くなり求められていることなどを勘案した結果、過料が望ましいと判断しました。

第8条は「委任」。条例施行に必要な事項の規定を規則に委ねることを定めています。附則には本条例の施行日を平成26年12月1日とすること、及び第7条(罰則)の規定は、施行日の翌日から起算して2年を超えない範囲において規則で定める日から施行することを定めています。

これは、登山の自由を最大限尊重したものであり、施行と同時に罰則を適用するのではなく、条例施行から2年以内の間に、登山者や遭難者の動向及び登山届の提出状況により判断することとしたものです。

なお、この条例の施行により期待される効



新穂高登山指導センター

果は大きく2つあると考えています。1つ目は登山者自らによる事故発生の防止です。登山届の作成は自分の技術や体力に合った計画づくりと必要な装備品など事前の準備につながるものであり、届出を義務付けることで準備不足による遭難事故の防止が期待できます。2つ目は危険箇所の明示です。届出義務の課される対象地域への登山は十分な注意を要することはもちろん、登山時期により過料の適用を変更し、更に危険な地域があること



山岳遭難防止キャンペーン

を明確に示しました。このほか、万が一の遭難事故にも素早い対応が可能となることは言うまでもありません。

4 条例を基にしたこれまでの取組

条例の制定を契機に、北アルプス地区における山岳遭難防止の指導体制を更に強化するため、北ア遭対協と連携し、夏山シーズンが本格化する平成26年7月19日以降、新穂高登山指導センター（以下「指導センター」）に

指導員を増員しました。登山客が多く訪れる土日祝日に、指導センターの窓口で、条例の普及啓発や登山届の提出の呼びかけ、さらには装備面の指導などを実施しています。

また、毎年、夏山シーズンに合わせ、県内の主要な登山口において、山岳遭難防止キャンペーンを展開していますが、今年はその周知を兼ねて、秋山シーズンにも延長するなど、安全登山の普及啓発を強化しています。

一方、登山届の届出環境の整備にも取り組んでいます。従前から、本県では登山口における登山届ポストの設置などに取り組んできましたが、今後はスマートフォンも普及もあり、オンラインによる届出が増えることが予想されます。

そのため、公益社団法人日本山岳ガイド協会が管理運営する、オンラインの登山届受理システム「コンパス」の活用に向け、平成26年8月27日、同会と協定を締結しました。この協定では、コンパスに提出された登山届を本県でも閲覧できるようにすることに加え、登山届出項目について、本県の条例で規定する項目にコンパスの届出項目を合わせていただきました。本県も、コンパスによる届出を県への届出とみなすよう規則に規定し、隣県から本県に入山する登山者がコンパスにより提出した登山届もカバーしています。

北アルプス（岐阜県側）の登山に係るオンライン届出システムは北ア遭対協も運用しており、現在、条例の施行に向けてシステムの改修作業を進めています。登山届の事前作成を推進する上でも、コンパスとともに、北ア遭対協のオンラインシステムによる届出を推奨していきたいと考えています。

5 課題と今後の展望

登山を通して、雄大な自然がもたらす非常の空間を満喫し、心身ともにリフレッシュされる方も多くいらつしやると思います。また、登山そのものは基本的には国民の共有財産である『山』を楽しむ行為であり、原則として、誰にも妨げることはできません。私どもも是非とも多くの方々々に北アルプスの大自然を満喫していただきたいと考えています。

しかしながら、登山は自然に身をゆだねるが故に、時にはその猛威にさらされ、生命の危険が脅かされることも決して珍しくありません。

私たちが今回、山岳遭難防止に資する規制の在り方を検討するに当たり、「登山者の生命・安全を守ること」及び、「登山者が有している」登山の自由を尊重すること」のいわば相反する事項をどのように両立させるのかが大きな論点となりましたが、結果として山岳遭難事故の多い北アルプスの特定地区において登山届

の提出を義務付ける条例を選択しました。

条例を7月に制定して以降、関係者からは「施行前にもかかわらず登山届の提出状況は良くなった」との声もいただいております。岐阜県側の北アルプスにおける山岳遭難件数（累計ベース）も制定前の上半期は前年同期を上回るペースでしたが、下半期に入り減少に転じています（平成26年8月時点）。こうした点では、条例の効果が現れつつあるとも言えます。

一方、山中での急な天候変化や体調変化などは登山届の作成時点では予想することはできず、登山届の作成だけでは山岳遭難事故を完全に防止することはできません。

山岳遭難を防止するためには、入念な計画はもちろんのこと、「早出早着」など余裕のある日程確保や、的確かつ迅速な状況判断など多岐に渡る取組が必要であり、これらについても引き続き、普及啓発に努めていきます。

また、登山に対する知識やモラルの向上も大切です。安全登山に向けたセミナーの開催などを通して、登山者のレベルアップを図るとともに、登山者自らの技術・装備レベルに合った山であるのか事前に判断してもらうため、北アルプス地区内の山々を対象とした「難易度情報」などについても整備を進め、発信していきたいと考えています。

6 おわりに

去る9月27日に発生した御嶽山の噴火で尊い人命が失われたことについて、お亡くなりになられた方、及びそのご家族の方々に謹んでお悔やみと犠牲者の方のご冥福をお祈り申し上げます。

関係自治体としては今回の噴火災害を教訓として様々な火山防災対策の強化を図っていく必要がありますが、とりわけ、行方不明者の把握や犠牲者の身元確認という点では、登山届の重要性が浮き彫りとなりました。

本県では山岳遭難防止のみならず火山防災対策の面でも登山届の提出が重要であると改めて認識し、10月8日、登山届の提出促進に向けた方策を検討する「活火山登山届出促進検討チーム」を発足しました。本県には御嶽山の他にも焼岳、白山、乗鞍岳、アカンダナ山の4つの活火山があります。

これらの活火山への登山者に対しても登山届の提出を促す有効な対策を取り急ぎ検討していかなければなりません。



岐阜県 マスコット
キャラクター
「ミナモ」